

## テキサス州親権・監護権概要

京都産業大学法学部教授 山口亮子

### テキサス州家族法典外観

アメリカでは一般に家族法は民法の一部には属さず、テキサス州においても **Texas Family Code** という独立した家族法典を持つ。テキサス州家族法典は 6 編からなり、それぞれ大部の条文を持つ。

テキサス州家族法は、第 1 編：夫婦関係、第 1A 編：家族協力法（家族紛争解決手続きを定める）、第 2 編：家族の中の子ども（子の不法行為に関する親の責任、中絶の通知等を定める）、第 3 編：少年法、第 4 編：保護命令と家族間暴力、第 5 編：親子関係と親子関係に影響する訴えであり、子の監護権に関しては、第 5 編に規定されている。

第 5 編はサブタイトル A～E から成り、サブタイトル B「親子関係に影響する訴え」に、151 章：親子関係における権利義務、152 章：州際間の子の監護権紛争手続法、153 章：保護・同居・面会交流、154 章：養育費、155 章：排他的管轄、156 章：変更、157 章：執行、158 章：養育費の給与天引き、159 章：統一州際間養育費法、160 章：統一親子関係の成立法、161 章：親子関係の終了、162 章：養子縁組の 12 章が規定されている。

監護権に関しては 151 章、及び 153 章に規定されている。153 章はさらに A 節～L 節から成る。

#### TITLE 1. THE MARRIAGE RELATIONSHIP

#### TITLE 1A. COLLABORATIVE FAMILY LAW

#### TITLE 2. CHILD IN RELATION TO THE FAMILY

#### TITLE 3. JUVENILE JUSTICE CODE

#### TITLE 4. PROTECTIVE ORDERS AND FAMILY VIOLENCE

#### TITLE 5. THE PARENT-CHILD RELATIONSHIP AND THE SUIT

##### SUBTITLE A. GENERAL PROVISIONS

##### SUBTITLE B. SUITS AFFECTING THE PARENT-CHILD RELATIONSHIP

##### CHAPTER 151. RIGHTS AND DUTIES IN PARENT-CHILD RELATIONSHIP

##### CHAPTER 152. UNIFORM CHILD CUSTODY JURISDICTION AND ENFORCEMENT ACT

##### CHAPTER 153. CONSERVATORSHIP, POSSESSION, AND ACCESS

##### CHAPTER 154. CHILD SUPPORT

##### CHAPTER 155. CONTINUING, EXCLUSIVE JURISDICTION; TRANSFER

##### CHAPTER 156. MODIFICATION

##### CHAPTER 157. ENFORCEMENT

##### CHAPTER 158. WITHHOLDING FROM EARNINGS FOR CHILD SUPPORT

##### CHAPTER 159. UNIFORM INTERSTATE FAMILY SUPPORT ACT

##### CHAPTER 160. UNIFORM PARENTAGE ACT

##### CHAPTER 161. TERMINATION OF THE PARENT-CHILD RELATIONSHIP

##### CHAPTER 162. ADOPTION

##### SUBTITLE C. JUDICIAL RESOURCES AND SERVICES

##### SUBTITLE D. ADMINISTRATIVE SERVICES

##### SUBTITLE E. PROTECTION OF THE CHILD

### 親権

アメリカ法では一般に、**parental rights** とは総称的な親の権利を意味し、これは判例法により憲法上保障される権利とされている<sup>1</sup>。日本法にいう親権は、州法上従来一般に **custody** と示されているが、テキサス州では下記の通り、**conservatorship**（保護）としている。

---

<sup>1</sup> アメリカの親の権利（**parental rights**）と監護権（**custody**）に関しては、山口亮子「アメリカ法における親の権利と監護権－親の権利をめぐる立法と司法の政策－」民商法雑誌 136 巻 4・5 号 561 頁、同「アメリカの親権法」戸籍時報 691 号 25 頁参照。

## 親権・監護権概念

＜第5編サブタイトルA「一般規定」第101章「定義」＞の101.016条で、子の監護権である「共同管理保護 (joint managing conservatorship)」が規定されるが、詳細は、同編サブタイトルB第151章151.001条において、一般的な親の子に対する権利義務 (rights and duties of parent) が規定されている。

他州では一般に監護権 (custody) について、法的監護権 (legal custody) と身上監護権 (physical custody) を定義しているが、テキサス州では custody を「conservatorship」と示しており、「sole managing conservatorship」と「joint managing conservatorship」があるとする。ここでは、「単独管理保護」と「共同管理保護」と訳すことにする。また、子の身上の世話をを行う身上監護者は「possessory conservator」とされ、ここでは「同居保護者」と訳す。

## 婚姻外の親権・監護権

＜第5編サブタイトルB第153章「保護・同居・面会交流」＞に、子に対する監護権の規定が置かれる。立法上特に婚姻外の監護権とは特定されていないが、監護権が訴えられ裁判所が関わる規定であるため、主に未婚・離婚といった婚姻外が妥当する。153.003条は、裁判所は監護権の審判において、性別又は婚姻状態により判断が左右されてはならないとする。また、管理保護者、同居保護者、及び面会交流の判断に際し、ドメスティック・バイオレンスの存在が考慮される (153.004条)。

## 州の方針

153.001条において、父母が婚姻外である場合、両親と子が頻繁かつ継続して交流し、両親の子に対する権利と義務を共有するべきというテキサス州の政策が示され、153.131条、153.251条、153.252条、及び153.311条において、父母が管理保護の面でも、同居の面でも共同で子を育てることを推奨し、同章F節で父母双方が子と生活し養育する標準的の同居命令を指示し、一定の方向性を示している。

## 婚姻外に問題となる監護権の帰属・行使

両親の別居に際し裁判所は、「単独管理保護」か「共同管理保護」のいずれかの形態を定めなければならない (153.005条)。法的監護である管理保護の権利の内容は、157.073条に規定される。父母が共同管理保護者となった場合、権利を独立して行使するか、共同合意により行使するか、排他的に一人の親が行使するかが特定される (153.071条)。単独管理保護者になる場合、その者の権利義務は、153.132条に規定されている。

管理保護者である場合もない場合も同居保護者となることができ (153.191条)、1人以上の者が同居保護者となる。同居保護者は、153.074条に規定される範囲の日常的監護の権利と義務を有する。

## 手続き

テキサス州は、婚姻外における父母の監護権決定につき、当事者による養育計画の作成を求めている (153.007条、153.133条)。裁判所が、合意した養育計画を子の最善の利益であると認定した場合、裁判所は養育計画に一致した命令を言い渡す (153.007条(b)項)。ただし、裁判所が父母の合意した養育計画を子の最善の利益に合わないとして認定する場合は、当事者に監護計画の修正を提出することを求めることができ、また、裁判所が十分に認める修正監護計画を当事者が提出しない場合は、裁判所は通知及び審理後、裁判所が子の最善の利益と認定する監護計画を命じることができる (同条(d)項)。すなわち、計画が子の最善の利益にかなうか否かの審査は裁判所が行い、裁判所が父母の権利義務の内容を特定し、裁判所は父母の養育計画以外の命令を下すこともできることを意味する。

なお、養育計画の策定については養育コーディネーターやファシリテーター等の各種支援が用意され、それらは 153 章 K 節に規定されている。

### 管理保護者（法的監護者）

テキサス州は、共同管理保護が子の最善の利益にかなうという推定則を持っており（ただし、反証可能である）（153.131 条）、父母が共同管理保護に合意していなくても、裁判所は共同管理保護を命令することができる（153.134 条）<sup>2</sup>。

共同管理保護となっても、子の主たる住居を決定する排他的権利を持つ保護者にはどちらか一方に決めなければならない（153.133 条、153.134 条）。また、共同管理保護者となっても、父母双方が 50/50 の等しい期間、子と同居することが求められるわけではない（153.135 条）。

### 同居保護者（身上監護者）

同居（possession）とは、短期及び長期の宿泊を伴う面会交流（access）も含む。テキサス州は管理保護者でない者にも、子の利益を害さない限り、同居保護者に任命しなければならないと規定し（153.191 条）、子が父母双方と相当な日数同居することを推奨している（153.253 条）。同居保護者となった親は、子に対する日常の身上監護権を持つ（153.074 条）。F 節に詳細な標準的な同居命令（standard possession order）を示し、標準的な同居命令が子の最善の利益にかなうと推定する（ただし反証可能である）（153.252 条）。

153.312 条は、親が 100 マイル以内に居住する場合の標準的な親子の同居・面会交流、住居の交代方法等を示し、153.313 条は 100 マイル以上離れて住む親の場合を示している。

父母の合意による同居命令がなされても、裁判所は子の最善の利益に基づいて、別の命令を言い渡すことができる（153.255 条）。

### 親以外の保護者、同居者

子の両親が死亡した場合、裁判所は死亡した親の親、兄弟姉妹を保護者として検討することも認めており、153 章 H 節はさらに、子の祖父母が面会交流の訴え（suit for possession or access by grandparent）ができることも規定している。

### 変更

テキサス州は、保護、同居、及び面会交流、又は住居の命令の変更については、別章の 156 章に変更（modification）の規定を設けており、同章にはこの他、養育費の変更も置かれている。変更を求める要件については 156.101 条で、手続きについては 156.102 条以下に規定されている。

### 暫定的命令

一般的な規定として、子の監護権だけでなく、他章の子の連れ去り、虐待・ネグレクト等にも関わる暫定的命令（temporary order）は、＜第 5 編サブタイトル A「一般規定」第 105 章「設定、審理及び命令」＞に置かれている。105.001 条では、裁判所が子の安全と福祉のため暫定的命令ができる場合として、暫定的保護（監護）を命じることができるとする。

---

<sup>2</sup> アメリカでは、共同監護命令について、単独監護より優先する方針を取っている州と、父母が合意していれば共同監護が優先するとする州、又は、単独監護と共同監護の命令に優先の差異はないとする州があるが、テキサス州は共同監護優先の原則を取る州である。山口亮子「アメリカにおける共同監護法と子どもの利益(1)(2・完)」上智法学論集 39 巻 3 号 99 頁、同 40 巻 1 号 133 頁（1996 年）参照。

また、＜第5編サブタイトルB第156章「変更」＞の部分にも暫定的命令が置かれ、変更の訴えが係争中の場合、一定の条件があれば暫定的命令ができることを規定する（156.006条）。

## 執行

157章に「執行（Enforcement）」として総合的な規定が置かれており、子の監護に関しては、そのサブタイトルHに「Habeas Corpus（人身保護）」が規定されている。他州は一般に、UCCJEA（州際間子の監護権紛争手続法）の章に規定を置くが、テキサス州は州際間の問題にかかわらず、執行規定を置く。

157.371条は、行方不明、あるいは奪取された子が発見された後の子の引き渡しを求める人身保護法について規定する。この手続きは、子の監護権者を決定するような親子関係に影響を与える訴えではないことが示されており、人身保護手続きでは子の最善の利益の判断はせず、占有権の有無により執行が命じられる<sup>3</sup>。

157.372条では子の監護権である conservator ではなく、possession という子との同居の用語が用いられており、本章では「占有」と訳す。なお、＜152章 UCCJEA152.102条「定義」(16)項＞でも、"Visitation" means the possession of or access to a child.（「面会交流は、子の占有（子との同居）、又は子との面会交流を意味する」）と規定されており、人身保護請求は、法的監護権ではなく、面会交流権を持っていることにより申し立てることができる と理解される。

原則として、子の利益判断はしないが、子の福祉に深刻で緊急の疑問がある場合には、裁判所は最終命令ではなく暫定的命令を言い渡すことができる（157.374条）。

## 転居

転居の制限について、テキサス州家族法には特に規定はないが、判例法により、監護権の変更を求める親に証明責任があるとされている（Bates v. Tesar, 81 S.W.3d 411 (Tex. App. 2002)）。

---

<sup>3</sup> 山口亮子「子どもの引渡しに関する人身保護請求--アメリカのヘイビアス・コーパスの変遷からの考察」上智法学論集 45 卷 4 号 99 頁（2002 年）参照。